

戦争と平和を 考えるIV

第1回

9月15日 [土]

開講式 12:50~13:00

- 13:00~14:30 明るい銃後のミュージカル映画 — マキノ正博「ハナ子さん」について
内田 勝 (英文学)
- 14:45~16:15 「原爆映画」は、“戦争の記憶”の何をどう伝えてきたか？
近藤真庸 (教育学)

第2回

9月22日 [土]

- 13:00~14:30 戦時行政改革と明治憲法「改正」論
山本公徳 (行政学)
- 14:45~16:15 憲法9条と原発 — 戦争につながる可能性
近藤 真 (憲法)

第3回

9月29日 [土]

- 13:00~14:30 戦時統制と財政運営
西村 貢 (財政学)
- 14:45~16:15 「31歳、フリーター。希望は、戦争。」が示唆するもの — 憲法9条+25条の意味
南出吉祥 (青年教育学)

第4回

10月6日 [土]

閉講式 16:15~

- 13:00~14:30 戦うことと食べること — 交換の関係から贈与の関係へ
中川一雄 (英米文学)
- 14:45~16:15 ホロコースト — その〈例外性〉からなにを学ぶか
三崎和志 (現代哲学)

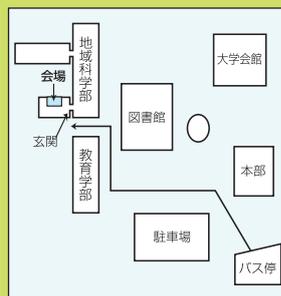
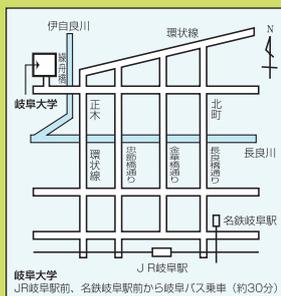
●会 場 岐阜大学地域科学部 (岐阜市柳戸1番1) 1階 地101教室

●受講対象者 関心のある方なら、どなたでも受講できます。

●定 員 50名 (定員を超えたときは、お断りすることがあります)

●受講料 7,200円 (学生 6,000円)
(納入後の受講料はお返できません)

●その他 3回以上受講された方には修了証書 (岐阜大学) を授与します。



●申込み方法 受講を希望される方は、「住所・氏名・年齢・電話番号」を明記の上、郵送・持参・FAX・E-mailのいずれかの方法により、下記へお申込みください。受講料納入方法 (銀行振込) については、お申込みいただいた後にご連絡いたします。

手話などの別途対応が必要な方は、お申し込み時にご相談下さい。

ご連絡いただいた皆様の情報は、公開講座の目的に必要な範囲内において使用致します。ご自身の個人情報の開示・訂正・削除を希望される場合には、下記にご連絡下さい。

●申込み期限 8月31日 (金)

●申込み先・問合せ 〒501-1193 岐阜市柳戸1番1
岐阜大学地域科学部総務係
TEL: 058-293-3003
FAX: 058-293-3008
E-mail: chiiki@gifu-u.ac.jp

第1回 9月15日(土) 開講式12:50~13:00

13:00~14:30

明るい銃後のミュージカル映画 — マキノ正博「ハナ子さん」について

内田 勝

『ハナ子さん』(1943 [昭和18]年)は不思議な映画です。ハナ子さん(轟夕起子)が夫の五郎さん(灰田勝彦)を戦場へ送り出す悲愴な物語でありながら、終始一貫して「お使いは自転車に乗って」などの陽気な歌と、米国製ミュージカル映画に影響された華やかなダンスと、『サザエさん』を思わせる無邪気な笑いに満ちています。作家の片岡義男は当時の観客について「素朴で善良で無防備な人たちは、ごくごく軽いコメディを歌という、もっとも手軽な娯楽をその映画から受け取り、おそらくは相当なところまで楽しんで満足した」と書く一方「この映画を見て元気づけられ、張り切った人は多かったのではないかと。結果として、かなりの毒として作用したのではないかと述べています(『映画を書く』)。かわいければどグロテスクなこの映画を通して、庶民が否応無しに戦争に協力せざるをえない状況に巻き込まれていくやり切れなさを、追体験してみたいと思います。

第2回 9月22日(土)

13:00~14:30

戦時行政改革と明治憲法「改正」論

山本公徳

大日本帝国憲法の起草者達は、第一条を「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と定めました。これは、天皇による統治の根拠を、祖宗の時代より人々の安寧を支えてきたという「伝統」に求めたことを意味します。他方で第四条には、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」とあり、天皇の統治権の根拠が、憲法の条規という近代的な枠組みにあることが示されていました。この二つの条文のズレは、政策決定のプロセスに不透明さをもたらしました。伝統に依拠できる権力は現存天皇以外にはありえないため、天皇は政治責任から隔離されていなければならず、つねに天皇以外の実質的な政治の中心を作らなければならなかったからです。この矛盾が最も先鋭的な形で現れたのが、総力戦の遂行のために権力の合理的運営が求められるようになった戦時体制下のことでした。今回の講座では、そうした矛盾の表れの具体例として、戦時下に出現した明治憲法「改正」論をいくつか取り上げ、それが持っていた意味を考えてみたいと思います。

第3回 9月29日(土)

13:00~14:30

戦時統制と財政運営

西村 貢

日本は、1931年の「満州事変」から太平洋戦争が終結する1945年にいたるまで、徐々に戦時統制を強化していきます。その間、企業の翼賛体制化が進められ、国民生活に耐乏を強いる物資動員計画によって産業政策が進められ、他方で、軍事費は増大し財政赤字が累積していきます。そして、戦時体制のなかで、日本銀行法の改正や、戦後の財政制度にも継承されていく税制改革や財政の仕組みが制度化されていきます。

現在の日本は、医療・年金制度などや地方自治体の行財政運営の仕組みなど、大きな変革期にあるといわれますが、その時代的变化の対象となっている基礎構造が戦時統制下で形成され、高度成長期に定着され、今日まで連続して続いていることを勘案し、転換後の社会のあり方を考えることが大切です。戦時統制の仕組みを通して、改めて現在の日本社会の問題を歴史的な視点から問い直すことが大切だと思います。講座では、戦時期、戦後改革期、現在を比較しながら問題提起したいと思います。

第4回 10月6日(土) 開講式16:15~

13:00~14:30

戦うことと食べること — 交換の関係から贈与の関係へ

中川一雄

映画を通して戦争のことを考えます。メインの対象となる作品は『火垂るの墓』と『再会の食卓』です。『火垂るの墓』を軸に他の映画作品も交えて、戦争のひとつの本質(構築されるイデオロギーと結果としての喪失)を確認しながら、戦うことあるいは戦時下で生きることがどのように映像として表象されているか、その意味は何なのか、といったことを皆さんとともに考えさせて探ります。

この探求は、戦争を利潤追求の交換(経済)関係の究極ととらえることから始まり、この競争的交換関係を乗り越えていく「別の新たな」考え方—「贈与」の関係—を視野に入れていく道程になる予定です。贈与の表象(イメージ)も、今回は映画作品から探ってみましょう。このとき参照する映画は、『再会の食卓』を中心に広義の「家族」をテーマとした作品群です。戦争を非日常的な極限の時間空間ととらえれば、それと対照的で批判的な時間空間を描くのが「家族」映画であることは容易に理解できるからです。

14:45~16:15

「原爆映画」は、「戦争の記憶」の何をどう伝えてきたか?

近藤真庸

「十五年戦争」の記憶を、文学作品(児童文学作品を含む)や映像(映画・写真・ドキュメンタリー作品など)を通して若い世代に語り伝える取り組みが続けられています。

その一つが、「唯一の被爆国」である日本の責務と役割の自覚のうえにたつて「原爆の記憶」を伝える努力です。なかでも、戦後、日本映画は、ヒロシマ・ナガサキを描いた、いくつもの優れた作品を生み出してきました。

「日本映画は、ヒロシマ・ナガサキで何を描こうとしてきたのか?」—もちろん監督によっても、時代によってそれぞれ特徴があり、また描き方も異なります。「原爆映画」の代表作(『原爆の子(1952年)』、『ひろしま(1953年)』、『この子を残して(1983年)』、『TOMORROW / 明日(1988年)』、『八月の狂詩曲(1991年)』、『父と暮らせば(2004年)』)を取り上げ、若い世代に「戦争の記憶」を伝える「学習材」としての教育的価値について講究します。

14:45~16:15

憲法9条と原発 — 戦争につながる可能性

近藤 真

私はニュージーランド(NZ)憲法を専門としています。NZは原発はありません。2011年3月11日の福島原発震災直後、いち早くNZへ脱出したものも多かったと聞きます。NZに地震は多いが、原発事故がない南半球の国なのであるから、今や最も安全な国といえます。

しかしかつてはNZにも1953年のアイゼンハワー演説の影響で原発建設計画がありました。1966年以降、NZ原発計画は急速に後退し、その頃、天然ガス田が発見されエネルギー資源の当面の確保に見通しがついたこともあり、1978年NZ原発計画は保守派の国民党政権によって「今のところ不要」として廃棄されました。

NZは、ロンギ労働党政権下で1987年制定された非核法によって核兵器を禁止しました。原発禁止は明記してないが、実際上、原発も禁止されたといえます。私のNZ留学中にNZ人に「なぜNZは原発をもたないのか」と聞いた時、彼は答えました。「君たち日本人は、ヒロシマから何を学んだのか?」と。原発が存在すれば、核兵器製造は容易になってしまいます。原発は、日本国憲法9条により禁止されていると言うべきです。

14:45~16:15

「31歳、フリーター。希望は、戦争。」が示唆するもの — 憲法9条+25条の意味

南出吉祥

一時期、フリーター当事者による社会への告発として話題を集めたのが、赤木智弘「『丸山真男』をひっぱたきたい—31歳、フリーター。希望は、戦争。」(『論座』2007年1月号)です。「希望は戦争」というセンセーショナルな提起に対し、多くの著名人が応答を寄せ、誌上その他にてさまざまな論争が展開されました。ただ、この論考が主張する内容やそれへの応答・論争自体は、「世代間対立」「右派左派」などいささか空中戦に終始しており、さほど検討する価値はありません。しかし赤木氏がこの提起に込めようとした思いについては、今日の若者がおかれた閉塞状況・心情の一端が示されており、検討すべき重要な課題があります。

そこで本講義では、赤木氏の提起する差問題を入り口に据えながら、学校を出た後の若者たちがおかれている現実・実態から見えてくる「戦争」「平和」の問題について考えてみたいと思います。その作業は、たんに〈武力行使による国家間の争い〉という「戦争」の問題以上に、憲法前文に規定される「平和の生存権」の実態にかかわる問題圏となるでしょう。

14:40~16:10

ホロコースト — その〈例外性〉からなにを学ぶか

三崎和志

ホロコースト(ここではナチス・ドイツによるユダヤ人大量虐殺の意味で使用)は、戦争にまつわるもろもろの事象の中でも、きわめて特殊で例外的な出来事であった、といえるかもしれません。

しかし犠牲者600万人ともいわれるホロコーストのような大規模殺戮は、ヒトラーというひとりの人間が自身の狂信をたくいまれな指導力によって実現した、といった説明で十分に理解できるものではありません。民族としてのドイツ人がみなユダヤ人に対する強い差別意識を共有していたからホロコーストが可能となった、という説明も事実反します。

たしかにホロコーストは他に類例のない一回的な出来事だといえます。しかしそれは、われわれ自身の中に日常的に見出されるような心性が巧妙にかみ合うことで実現したとみることができます。今回の講義では、ホロコーストという〈例外的〉な出来事を可能にした〈ありふれた〉要素について考えてみたいと思います。